

# たいにい・ぼっくすつうしん

Vol.81

令和3年  
12月13日

## 子どもたちのための支援教室・支援学級です

今年10月、東京都が支援教室（通級学級）の在籍期間を「原則1年最長2年」を提唱し、「支援教室を追い出されてしまう」「改悪だ」という保護者の不安感によってネットがざわめいたのをご存じでしょうか。TwitterなどSNSでの情報収集が苦手な私自身が知ったのは11月の下旬で、世間の反応から後れをとりましたが、どういった内容なのか調べさせていただきました。

参考資料にしたのが「令和2年12月特別支援教室の入退室等検討委員会報告書」です。ざわめいたのは今年10月ですが、案としては昨年からでていたのですね。40ページに渡る内容ですが、資料の最初に、支援教室の課題として「特別支援教室は学校での学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、通常の学級のみで学校生活を送れるようにすること(退室すること)を目的としているが、目標を達成して退室する児童・生徒の割合は、おおむね0%から20%まで、区市町村によって大きな差がある。」との文言あります。インクルーシブ教育の実現において進捗があったのか疑念を感じていたので、この文言から「原則1年最長2年」に結びつく資料内容に府が落ちました。また、「原則1年最長2年」が、支援教室から子どもたちを追いやるための内容ではなく、絶対的に最長2年しかいられないというものでもありませんでした。

支援教室の役割を明確にする必要性の裏側には、学校での学習上又は生活上の“困難さ”が、児童本人でなく教員が感じる“困難さ”になり、本来のあるべき支援教室の位置づけがすり替わっていることに課題があると推測します。支援学級でも同様のことが言えます。たいにい・ぼっくすでも、普通級、支援級、支援学校の間を移動したケースが何名かいらっしゃいます。学年が変わり、担任が変わったことで学校生活が上手くいかなくなったという話が定番です。その都度、保護者さんの声は、移動したことによる安堵の言葉ではなく、移動しなければならない状況になった担任や学校の対応についての不信感が聞かれます。

2016年に施行された障害者差別解消法。今年、改正案が可決されたことで“努力義務”とされてきた合理的配慮が“義務”となり、3年以内に施行されます。学校側は、「支援教室は原則1年最長2年なので、合理的配慮のもと、工夫して、在籍学級で適切な支援をなささいよ」と、普通級の体制の改変を求めているメッセージとして受け取ってもらいたいです。

たいにい  
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております

### 1月の予定

冬季長期休暇計画書参照

#### 1月 休業日

1日 2日 3日  
6日 7日  
13日 14日  
20日 21日  
23日  
27日 28日

